

東京都交通局有明自動車営業所における
水素供給設備整備・運営事業
に関する事業者公募要項

令和5年6月

東京都交通局

1 公募の目的

東京都交通局（以下「交通局」という。）では、CO₂削減など、環境負荷低減のため、環境にやさしいバス車両の導入に努めている。燃料電池バスについては、全国に先駆けて導入し、現在、国内バス事業者最大の累計73両を運用しており、令和6年度までに累計80両とする計画である。

燃料電池バスの更なる導入の拡大を進めていくためには、バスに対応した水素供給設備（以下「水素ステーション」という。）の拡充が必要であり、加えて、効率的な運用には、都営バス営業所内で水素を充填できることが効果的である。

そこで、交通局有明自動車営業所（以下「有明営業所」という。）内に水素ステーションを整備することとし、燃料電池バスに対応した水素ステーションの整備・運営を行う事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集する。

2 応募者の資格

本事業に係る公募に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 緊急時対応の必要性から、東京都内に本社若しくは事業所のある法人若しくは団体（以下「法人等」という。）又は東京都内に本社若しくは事業所のある法人等を含むグループ（複数の企業の共同）であること。ただし、グループの構成員となる者は本公募に参加する他のグループの構成員となることはできず、また、グループの構成員となる者が、本公募に単独の法人等として参加することはできない。複数の参加が確認された場合は、いずれの参加者としても失格となるので注意すること。
- (2) グループによる応募の場合には、2者又は3者によるグループとし、代表者となる法人等をあらかじめ定め、グループの構成員の役割分担を明確にすること。
なお、代表者が応募及び事業の諸手続を行い、業務遂行の責めを負うものとする。
- (3) 提案書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、交通局と協議の上、交通局がこれを認めたときはこの限りではない。
- (4) 本事業を遂行するために必要な組織及び人員を有していること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

3 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。グループによる応募の場合には、その構成員に次のいずれかに該当する者が含まれるときは、応募者となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- (2) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- (3) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の更生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てをされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の再生手続開始の申立てをしたとき若しくは申立てをされたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等（以下「経営不振の状態」という。）。ただし、交通局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
- (7) 公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）

4 協定書及び賃貸借契約の締結

- (1) 本要項 13 において、選定した旨の通知を受けた応募者（以下「実施事業者」という。）は、交通局の指定する日までに、交通局と、本事業に係る協定（以下「協定」という。）及び本事業を実施する土地（以下「事業実施場所」という。）に係る賃貸借契約（本要項 6）を締結することとする。
- (2) 実施事業者が、交通局の指定する日までに（1）の協定及び賃貸借契約（以下「協定等」という。）を締結しなかった場合は、交通局は、その旨を公表するとともに、当該選定に係る決定を取り消すことができる。

5 事業実施場所の概要

- (1) 所在地

【地名地番】 東京都江東区有明三丁目 37 番 10 のうち一部

【住居表示】 東京都江東区有明三丁目 9 番 25 号のうち一部

※別紙 1 「案内図」 図 1 及び図 2 に示す場所

- (2) 敷地面積
1,000.03 m²
- (3) 土地所有者
東京都
- (4) 建築に係る法規制等（有明営業所敷地に係る用途地域等）
 - ア 用途地域等
 - 【用途地域】（北側）工業専用地域、（南側）準工業地域
 - ※別紙1「案内図」図3参照
 - 【建ぺい率】60%
 - 【容積率】200%
 - 【防火指定】（北側）準防火地域（南側）防火地域
 - 【景観計画地域】臨海景観基本軸、水辺景観形成特別地区（江東区都市景観条例）
 - 【高度地区】指定なし
 - 【日影規制】指定なし
 - イ その他関連法令
建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関連法令等を十分確認し、当該法令等により必要な手続、申請等について、交通局と協議した上で実施すること。
- (5) 交通
 - ア 都営バス「有明小中学校前」、「かえつ学園西」徒歩10分
 - イ りんかい線 東雲駅 徒歩10分
 - ウ りんかい線 国際展示場駅、ゆりかもめ 有明駅 徒歩12分
- (6) 現地見学
現地見学を希望する場合は、本要項15の問合せ先（以下「問合せ先」という。）にあらかじめ連絡の上、本要項11の現地見学会に参加すること。

6 土地の貸付

- (1) 貸付形態
実施事業者は、交通局と借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する借地権の設定を目的とする事業用定期借地権設定契約（以下「賃貸借契約」という。）を締結する。
- (2) 用途の指定
実施事業者は、事業実施場所を本要項10（2）イにより交通局に提出した事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）及び協定に基づき実施する本事業に係る建築物、設備等を設置し、運営するための敷地として使用する。
- (3) 賃貸借契約の締結に関する事項
賃貸借契約については、交通局と実施事業者との間で賃貸借契約のため

の覚書（以下「覚書」という。）を取り交わした上で、公正証書を作成することにより行う。

なお、公正証書の作成等に要する費用は実施事業者の負担とする。

(4) 一括賃借等

土地の賃借については、事業実施場所全ての一括賃借とし、事業実施場所の一部のみを賃借することはできない。

また、土地の引渡しは、貸付期間の初日に、現状のまま引き渡す。

(5) 貸付期間

公正証書で定められた始期の日から 17 年以上 20 年以下の期間内で、実施事業者の提案により 1 年単位の期間を定めるものとする。

(6) 貸付料

ア 貸付料の額

(ア) 年額 6,923,304 円（月額 576,942 円）

(イ) 令和 5 年度における貸付料は、年度途中であることから、年額貸付料を日割り計算（1 年を 365 日として計算）し、百円未満を切り上げた額とする。

イ 貸付料の支払

実施事業者は、貸付料を四半期ごとに交通局が発行する納入通知書により指定する期日までに納付する。

ウ 貸付料の見直し

(ア) 貸付料は、貸付開始の翌年度の 4 月 1 日より原則として 3 年ごとに改定できるものとする。

(イ) (ア) にかかわらず、土地価格の変動等により、又は近隣の土地の地代若しくは賃料に比較して不相当となったときは、交通局は、適正な範囲内で将来に向かって、貸付料を改定することができるものとする。

(7) 保証金

ア 保証金の額等

実施事業者は、貸付開始前の交通局が指定する期日までに保証金として月額貸付料の 12 か月分を納付する。

また、交通局は、貸付終了後に、覚書の規定に従い預託された保証金を返還する。

イ 保証金の支払

実施事業者は、保証金を交通局が発行する納入通知書により指定する期日までに納付する。

(8) 土地の返還

(5) の貸付期間が満了するとき又は賃貸借契約が解除されたときは、実施事業者は、実施事業者の負担により事業実施場所の建築物、設備等の撤去等を直ちに行い、原状を回復した上で、貸付期間の満了日又は交通局が指示する日までに事業実施場所を交通局に返還する。ただし、事前に交通局と協議を行い、特に認められた場合はこの限りではない。

(9) 公租公課

本事業の実施により賦課される公租公課は、実施事業者の負担とする。

(10) 関係法令等の遵守

本要項並びに協定及び覚書の記載事項並びに関係法令等を遵守すること。

なお、本要項と協定又は覚書との間に矛盾がある場合は、協定又は覚書の規定が優先するものとする。

7 財産の帰属

本事業により実施事業者が整備した水素ステーションの所有権は、実施事業者に帰属するものとする。

8 水素ステーションの整備及び運営に関する基本条件

実施事業者は、本事業の実施に際し、それぞれ関係する法令等及び次に掲げる条件を遵守するとともに、運営開始後においては、有明営業所の営業状況、燃料電池バスの充填状況等を踏まえ、交通局と協議の上、必要な条件の見直しを行うこととする。

(1) 整備する水素ステーションの仕様は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金制度における補助対象に該当するものであり、かつ、燃料電池バスに充填可能な次の条件を満たすものであること。

ア 水素ステーションの運営日は、年中無休とすること（ただし、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第1項の保安検査及び同法第35条の2の定期自主検査に要する期間は除く。）。

イ 燃料電池バスを1日当たり25両以上充填できる能力を有すること。

※運営開始当初は1日当たり15両程度の充填を予定。その後、燃料電池バスの導入状況、水素ステーションの運営状況等を踏まえ、将来的に25両程度まで充填車両数の拡大を予定

ウ 水素ステーションの運営時間は、午前9時から午後6時までの時間帯を含む午前8時から午後8時までの範囲で設定すること。

※バスの充填は1時間当たり2、3両程度を予定

※充填車両数が25両程度までに至るまでの間は、運営を必須とする時間帯は協議により調整可能とする。

エ 水素ステーションの建築物、設備等は、有明営業所内軽油スタンド及び事務所・整備場棟からの車両の軌道を障害しない配置となるよう考慮すること。

(2) 水素ステーションの整備は、協定等の締結後、速やかに着手することとし、可能な限り早期の整備完了及び運営開始を目指すこと。

また、整備に当たっては、交通局と十分に協議を行うこと。

(3) (2) の整備完了時期及び運営開始時期については、事業実施計画書に

において提案すること。

- (4) 本事業の実施に必要な許可申請、届出等を行うこと。ただし、単独で実施することが困難な場合は、交通局と協議の上、実施する。
- (5) 本事業の実施に要する費用は、実施事業者の負担とする。法令改正及び天変地異、戦争等の不可抗力により、当該費用の増加が生じた場合も同様とする。ただし、国、都等の補助制度（水素ステーション整備事業費及び運営費、土地賃借料その他適用対象となる費用に係る補助）を活用することを妨げない。
- (6) 水素ステーションの整備に当たって、実施事業者の責に帰さない土壤汚染又は地中埋設物（以下「土壤汚染等」という。）が判明し、これによって水素ステーションの整備及び運営のために追加費用が必要となる場合であって、土壤汚染等の判明後直ちに、土壤汚染等の状態並びに費用の概算額及びその根拠について、書面によって交通局に通知したときは、交通局との協議の上で決定した対応方法に係る追加費用を、交通局が負担する。
- (7) 本事業に係る近隣、地域自治会等への説明は、実施事業者の責任において実施すること。ただし、単独で実施することが困難な場合は、交通局と協議の上、実施する。
- (8) 水素ステーションの整備は、有明営業所の運営を維持しながらの実施となるため、有明営業所の業務に支障を来さないよう次の対応を講じること。
 - ア 定期的な工程会議の設置などにより、交通局と密に協議を行うこと。特に、整備工程や方法については、有明営業所の業務への影響が大きいことから、事前に調整を図ること。
 - イ 整備中は、バスの入出庫ルートを確保し、原則としてバスの入出庫を優先させ、営業運行の妨げとならないようにすること。
 - ウ 整備中は、誘導員を配置し、有明営業所が配置するバス誘導員と互いに調整をとること。

また、整備に係る搬出入の時間帯等の詳細についても、事前に有明営業所と協議及び調整をすること。
 - エ 定期券発売所の営業時間（午前7時から午後8時まで）は、来所者の駐車場所、事務所棟及び駐輪場への経路を確保した上で、来所者の動線を区画する等の安全対策を徹底すること。
 - オ 資材置場・駐車場は、貸付地の範囲内又は有明営業所が指定した場所を利用すること。有明営業所が指定した場所を利用する場合は、イを遵守するとともに事前に有明営業所と調整の上で適切に区画を行い、利用後は元の状態に復旧すること。
 - カ 工事着手前に「工事のお知らせ」を作成し、有明営業所の指定する箇所に掲示又は配布し、有明営業所内への周知徹底を図ること。
- (9) 次の事項に留意した上で、善良な管理者としての注意をもって水素ステーションの適切な運営及び維持管理を行い、事業実施計画書及び協定の内

容を適切に履行すること。

- ア 有人にて運営し、水素ステーションを利用する車両の誘導等、事故を防止するために必要な要員を配置すること。
- イ 故障時に速やかに復旧できる体制を整えること。
- ウ 燃料搬入車両等の入出庫や充填スケジュールについて、事前に交通局と十分な調整を行うこと。
- エ 定期的な連絡会の設置などにより、交通局と密に協議を行い、事故防止に万全を期すとともに、燃料電池バスの入出庫や充填を安全かつ遅滞なく遂行できる運営体制を整えること。
- オ 運営開始後に、新たに建物を建築し、又は本件建物の増改築（再築を含む。）を行おうとするときは、あらかじめ設計及び工法について書面による交通局の承諾を受けること。ただし、本件建物内部の軽易な補修・修繕及び什器の入れ替え・模様替え等の工事を除く。

(10) 有明営業所内の通行

- ア 有明営業所内の通行は、本事業の実施に必要な範囲に限られること。通行に当たっては、交通局が優先的な通行権を有するものとし、通行の態様について、有明営業所と協議すること。
- イ 本事業の実施に必要な範囲を越えた通路の逸脱及び新たな通路の開設をしないこと。
- ウ 通行の対価は、本要項6（6）の貸付料に含むものとする。ただし、実施事業者の使用により、通路の著しい損耗が生じた場合は、交通局は、通路維持管理費を請求することができるものとする。
- エ 通路使用時に、その責に帰すべき事由により、交通局の車両、工作物、建築物その他の財産をき損した場合その他交通局に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- オ 有明営業所内の通行について、地役権その他の権利として主張しないこと。

(11) 事故を防止し、安全を確保する対策を必要かつ十分に講じること。

(12) 交通安全を適切に確保するための対策を必要かつ十分に講じること。

(13) 水素価格

- ア 交通局と実施事業者との水素ステーションにおける燃料電池バス用燃料の取引（以下「水素取引」という。）に係る水素の販売価格（以下「水素価格」という。）に関しては、事業実施計画書において、「水素ステーション開所時の水素価格」及び「事業運営期間中の水素価格の設定に係る考え方」を提案すること。
- イ 「水素価格の設定に係る考え方」には、価格改定事由の提案を含めること。ただし、水素価格の改定については、以下の事項により交通局と協議することを踏まえること。

なお、実施事業者が開所後に価格改定の申入れをする場合には、事業実施計画書に記載された水素価格の設定に係る考え方を逸脱しないこととす

る。

- (ア) 実施事業者において増額改定の申入れをする場合は、増額が必要となる合理的な根拠を示すこと。

なお、申入れに係る水素価格が、東京都内の水素ステーションにおける水素の販売価格の水準から上方に乖離する場合には、当該乖離を正当化できるだけの合理的な根拠を示すこと。

- (イ) 水素価格が東京都内の水素ステーションにおける水素の販売価格の水準から上方に乖離している場合であって本事業の特質を踏まえても当該乖離を正当化できない場合、原材料価格が大幅に低下するなど開所時の水素価格の算定の基礎となった事情に大幅な変化が認められる場合、その他従前の水素価格を維持することが相当でない場合においては、交通局は減額改定の協議を求めることができること。

ウ ア及びイの提案のほか、水素取引に係る必要な事項について、交通局と協議の上、本要項4(1)の協定とは別に、交通局と協定を締結する。

- (14) 他の水素ステーションが稼働停止した場合等、他のバス事業者の燃料電池バスを受け入れる際には、必要な体制を確保すること。

また、受入に当たっては、有明営業所の業務に支障を来すことのないよう、受入の時機の調整を図ること。

- (15) 環境関連法令を遵守し、周辺環境へ影響を及ぼさないように、必要かつ十分な措置を講じること。

- (16) 本事業の実施に際し、事業実施計画書に変更が生じる場合、事前に交通局の承認を得ること。

- (17) 本事業の実施に際し、その責めに帰すべき事由に基づいて交通局又は第三者に損害を与えた場合は、実施事業者は適切な初期対応を行うとともに、その損害を賠償すること。

- (18) 交通局が本事業の状況調査を行う場合、これに協力すること。

- (19) 本事業の実施者たる地位及びこれに関する権利義務について、交通局の許可なく第三者に譲渡、承継、担保提供その他の処分をしないこと。

- (20) 法令改正又は天変地異、戦争等の不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、交通局と協議の上、協定を解除することができる。

9 公募対象区画に関する条件等

(1) 都市計画関係

事業実施場所のある有明営業所は、臨海副都心有明南地区地区計画の区域内にある。

よって、水素ステーションの整備に当たっては、実施事業者は交通局と協議の上、「臨海副都心有明南地区地区計画」、「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準（平成8年7月10日付8都市地土第147号。以下「運用基準」という。）」及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準実施細目（平成15年6月23日付15都市政土第119号。以下

「実施細目」という。)」並びに「臨海副都心まちづくり推進計画（平成9年3月東京都港湾局制定）」、「臨海副都心まちづくりガイドライン（平成19年2月東京都港湾局制定）」、「臨海副都心における土地利用計画等の一部見直し」等の事業実施場所に係る都市計画等に適合したものとすること。

また、運用基準及び実施細目に基づき交通局が行う企画提案書の見直し報告等の手続に必要な資料（パース図、立平面図等）を作成及び提供するなどの支援を行うこと。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係

水素ステーションの整備は、有明営業所と用途不可分な建物として、増築扱いとなる。実施事業者は、交通局と協議の上、建築基準法に基づき必要となる各種手続を行うこと。

なお、有明営業所の敷地の過半は準工業地域に属する。

(3) インフラ関係

ア 水素ステーションで使用する電気については、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第3条に基づく特例需要場所とみなし、実施事業者において引込みを行い、整備すること。

イ 水素ステーションで使用する上水については、実施事業者において引込みを行い、整備すること。

ウ 水素ステーションから発生する汚水については、有明営業所内の污水管に接続して排水するものとし、接続地点については事前に交通局と協議すること。

エ 都市ガス及び通信回線については、必要に応じて実施事業者において引込みを行い、整備すること。

(4) 環境負荷の低減

水素ステーションの整備に当たっては、実施事業者は省エネルギー性や環境への影響に配慮し、交通局が提出した有明営業所の企画提案書における以下の環境負荷の低減に関する取組について、導入を検討すること。

■環境負荷の低減に関する取組

目的	対策	取組の検討項目
周辺環境への配慮	地域生態系保全	周辺緑化によるネットワークの形成
	都市気候の緩和	敷地内緑化、保水性舗装、雨水貯留・浸透
	環境汚染の防止	水質汚濁・大気汚染の抑制、土壌汚染の防止、悪臭・騒音・振動・日射障害・電波障害等の低減、CO ₂ の削減
省エネ・省資源	負荷の抑制	外壁・屋根・床の断熱
		開口部の断熱・
		屋上緑化など
		庇など

		日射遮蔽	
		空調・換気量の低減	個別空調、局所換気
		エネルギーの損失の低減	配電損失の回避、高効率機器（省エネ型設備機器）
	自然エネルギーの利用	自然採光	各居室への採光窓
		自然通風	各居室への換気窓
		自然エネルギーの利用	太陽光発電
	自然エネルギー・資源の有効利用	エネルギーの効率的利用	全熱交換器
		搬送エネルギーの最小化	トップランナー変圧器
		照明エネルギーの最小化	LED照明、人感センサー、昼光センサー、照明点灯区画の細分化
		水資源の消費低減	節水型機器の導入、雨水利用（植栽散水等）
エコマテリアル	低環境負荷材料の使用	人体に無害な材料（VOC発生のない建材）	
	熱帯木材型枠の使用合理化	工業製品の利用	
適正使用 ・ 適正処理	建築副産物の発生抑制、再利用	分別収集、資源回収促進、廃材リサイクル、発生残土の適正処理	
	運用時の廃棄物の処理、対応	廃棄物の再利用	

10 応募の手続

(1) 公募要項の配布及び応募書類の受付

ア 配布方法

問合せ先で配布するほか、交通局ホームページ（以下「局HP」という。）

(<https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/>) からダウンロードできる。

イ 受付期間

令和5年6月26日(月曜日)から同年8月31日(木曜日)まで(土日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。以下同じ。))を除く午前10時から午後5時まで)

ウ 提出方法

応募書類は必ず問合せ先へ事前に連絡の上、持参又は書留郵便にて郵送(期限必着)すること。

エ 費用負担

応募に要する費用の全ては応募者の負担とする。

(2) 応募書類

- ア 応募申込書（様式1）
- イ 事業実施計画書（任意様式）
 - 次の内容が分かる事業実施計画書を提出すること。
 - なお、作成に当たっては、別紙2「事業実施計画書作成に当たっての留意事項」を参照すること。
- (ア) 水素ステーション等
 - a 本事業の実施に当たっての構想、実施期間等
 - b 水素ステーションの仕様及び図面
 - c 人員配置体制及び運営管理体制
 - d 故障防止及び早期復旧に向けた対策
 - e 他の水素ステーションが稼働停止した場合等、他のバス事業者の燃料電池バスの受入れに係る対応想定、受入体制等の計画
 - f 点検補修計画
 - g 整備スケジュール
- (イ) 会社概要等
 - a 会社概要など応募者の経歴等
 - b 会社法（平成17年法律第86号）に定める計算書類一式
 - c 応募者の組織における内部統制・コンプライアンス体制
- (ウ) 水素ステーション運営計画
 - 水素ステーションの運営、水素価格、整備・運営上の事故を防止し、安全を確保するための対策等に係る計画
- (エ) 周辺環境への配慮等
 - 周辺環境への配慮及び交通の安全を適切に確保するための対策に係る計画
- (オ) 環境対策
 - 脱炭素化等の環境負荷の低減に向けた対策に係る計画
- ウ 定款又は寄付行為が分かる書類（申込日現在のもの）
- エ 法人登記簿謄本（申込日から起算して3か月以内に発行されたもの）
- オ 代表印に係る印鑑証明書（申込日から起算して3か月以内に発行されたもの）
- (3) 応募書類の返却
 - 応募書類は、理由のいかんを問わず、返却しない。
 - なお、応募書類は、本事業に係る実施事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 応募書類の不備
 - 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (5) その他
 - ア 応募は、1者1提案とする。
 - イ 応募書類の提出に際しては、事業実施計画書を除く書類については、正本、副本をそれぞれ1部ずつ、事業実施計画書については、書類1式をA4ファイルにつづって、合計13部（正本1部、副本12部）を提出すると

ともに、電子媒体（CD-R等）を提出すること。

ウ 正本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルと応募者名（以下「応募者名等」という。）を記入すること。また、事業実施計画書の副本には応募者名等を記載せず、応募書類から応募者が特定できないようにすること。

＜正本記入例＞事業実施計画書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（交通局が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本事業への参加資格を失うものとする。

カ 使用言語は日本語、単位は国際単位系、数字はアラビア数字とする。

11 現地見学会

令和5年7月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までの期間内で、参加を希望する事業者へ別途通知する日時において、現地見学会を実施する。

参加を希望する事業者は、令和5年7月3日（月曜日）までに問合せ先へ法人名、参加人数及び担当者連絡先を連絡すること。

12 質問の受付・回答方法

応募者からの質問は次のとおり対応する。

（1）質疑の方法

本要項に関し、質問がある場合は、様式2「質問票」に必要事項及び質疑の内容を記載の上、（2）イの電子メールアドレスに送付すること。これ以外の方法（電話、訪問等）による質問は受け付けない。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成すること（1通の質問票に複数の質問事項を記載しないこと）。

（2）受付期間及び送付先

ア 受付期間

令和5年6月26日（月曜日）から同年7月20日（木曜日）まで

イ 送付先等

電子メールアドレス：S2000020@section.metro.tokyo.jp

（ア）メール送信に際して、件名に必ず「有明自動車営業所水素ステーション公募質問」の文字を入れること。

（イ）電子メールの送信後、必ず問合せ先へ電話にて到達を確認すること（土日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで）。

（ウ）質問への回答は、令和5年7月31日（月曜日）午後5時までに、（2）アの受付期間に提出された全ての質疑に対する回答書（以下「質疑回答書」という。）の局HPへの掲示により行う。

なお、質疑回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

※評価等に影響を及ぼす可能性がある質問については受け付けない。

※質問をした事業者の名称は公表しない。

13 事業者の選定

(1) 選定手続

交通局は、応募者について、審査委員会を設置し審査を行い、実施事業者を選定する。

(2) 選定基準

実施事業者を選定する基準に係る審査項目は、別紙3「有明自動車営業所における水素供給設備整備・運営事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）のとおり。

(3) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により実施する。プレゼンテーション審査の日時、場所及びプレゼンテーションに使用する資料の提出等については、応募者に対し事前に通知する。

なお、必要に応じ、提出書類の内容に関して交通局から聞き取りを行うことがある。

(4) 選定結果の通知

選定の結果は、令和5年9月中旬までに、全ての応募者に対して選定した旨又はしない旨をメール及び書面の郵送により通知する。

(5) 選定結果の公表

交通局は、(1)の選定をした場合は、実施事業者の名称及び評価結果を局HPで公表する。実施事業者以外の応募者については、評価結果のみの公表とし、応募者名は公表しない。

(6) 提出書類の著作権

事業実施計画書等、応募者が提出した書類についての著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、交通局は、応募者の事業計画書等の提出書類の内容について、実施事業者選定の審査目的のために、応募者の承諾を得ることなく複写、改変その他の方法により使用することができるものとする。

(7) その他

ア 応募者が1者であっても、選定手続は有効に成立するものとし、審査を行う。

イ 審査の結果、実施事業者なしとすることがある。

14 その他

(1) 事業実施計画の変更

交通局は、実施事業者を選定した後において、実施事業者が提出した事

業実施計画書に対して、実施事業者と協議の上、必要な変更を求めることができるものとする。

(2) 選定結果の取消し等

交通局は、実施事業者を選定した後において、実施事業者が辞退した場合や、応募内容に虚偽のあることが判明した場合、協定等を締結しない場合（本要項4（2））のほか本要項に定める事項を怠った場合等においては、選定を取り消すことができるものとする。

その場合、審査における評価が次順位であって、適格と認められた応募者を繰り上げて実施事業者とする。

15 問合せ先

東京都交通局自動車部計画課ZEV化推進担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 26階南側

電話 03-5320-6097（直通）

案内図

：事業実施場所



図1 広域案内図

「地図閲覧データ」(国土地理院)を基に交通局作成



図2 詳細案内図

「地図閲覧データ」(国土地理院)を基に交通局作成

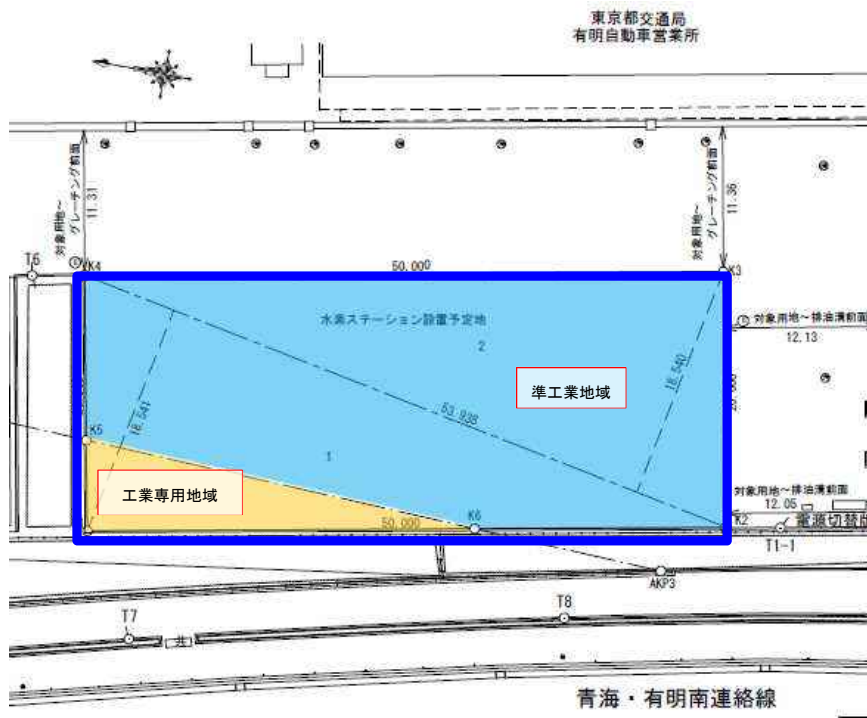


図3 用途地域図

測量図（株式会社すみれ測量設計事務所作成）を基に交通局作成

事業実施計画書作成に当たっての留意事項

公募要項 10 (2) イの事業実施計画書の作成に当たっては、以下の主な記載事項及び留意事項を確認の上、書類を提出すること。

なお、作成に当たって質問がある場合は、様式 2 「質問票」により問い合わせること。

(ア) 水素ステーション等	
a 本事業の実施に係る構想、実施期間等	
主な記載事項	
理念、基本方針、実施期間等	
留意事項	
○ 実施期間は、整備から原状を回復した上で土地を返還するまでの期間とし、17 年以上 20 年以下の期間内で記載すること。	
b 水素ステーションの仕様及び図面	
主な記載事項	
水素供給能力、水素貯蔵規模、その他設備に係る仕様、施設全体計画図、設備配置計画図、システムフロー図、主要プロセス図等	
留意事項	
○ オフサイト方式により設置する場合は、水素の貯蔵規模、搬入頻度及び 1 回当たりの搬入に要する時間を併せて記載すること。	
○ 水素ステーションの仕様について、設備構成を記載するとともに、設備を 2 系統化する場合はその旨記載すること。 また、1 系統による稼働時の水素供給能力についても、併せて記載すること。	
○ 水素供給能力について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日の運営時間を 12 時間とした場合の平均的能力を示すこと。 ・ 水素の量は重量単位 (K g 又は t) で表すこととし、$1 \text{ N m}^3 = 0.089 \text{ K g}$ として換算すること。 ・ 充填可能車両数に係る情報として、① 1 日当たりの車両数、② 1 時間当たりの車両数、③ 1 両目への充填終了から 2 両目の充填開始までに要する時間を記載すること。 また、設備を 2 系統化する場合は、1 系統による稼働時における①から③までの数値についても併せて記載すること。 	
○ 設備に係る仕様について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要機器・材料の仕様 (材質、消費電力、能力等) について示すこと。 ・ 水素脆化への対策について示すこと。 	
○ 図面について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設全体計画図は、建築物や設備等の配置及びバスの軌跡を表すこと。 ※ オフサイト方式の場合は、水素搬入車両の軌跡も表すこと。 ・ 設備配置計画図は、詳細な設備の配置等を表すこと。 ・ システムフロー図は、各設備の能力を図中に表すこと。また、バルブ等の配置も示すこと。 ・ 主要プロセス図は、水素供給までの設備の動作を端的に表すこと。 ・ その他、採用予定の機器図等、提供可能な図面について提出すること。 	

c 人員配置体制及び運営管理体制
<p>主な記載事項</p> <p>(人員配置体制) 担当者の配置、役割分担、資格等 (運営管理体制) ガイドライン、マニュアル、連絡体制等</p>
<p>留意事項</p> <p>○ 人員配置体制については、非常時における体制も記載すること。</p>
d 故障防止及び早期復旧に向けた対策
<p>主な記載事項</p> <p>【記載例】設備・機器の故障防止、安定稼働に向けた取組、故障時の設備・機器メーカーとの連絡体制等</p>
<p>留意事項</p> <p>○ 有明営業所内での運営となるため、営業所への連絡・調整も含めた対策とすること。</p>
e 他の水素ステーションが稼働停止した場合等、他のバス事業者の燃料電池バスの受入れに係る対応想定、受入体制等の計画
<p>主な記載事項</p> <p>【記載例】受入体制、予約受付方法、他の水素ステーションや有明営業所との連携、営業時間延長の対応等</p>
<p>留意事項</p> <p>○ 平常時の充填車両の充填スケジュールに影響を及ぼさないタイミングでの受入れとなるよう計画すること。</p>
f 点検補修計画
<p>主な記載事項</p> <p>【記載例】法令等に基づく設備・機器の保守・点検、交換・改修計画等</p>
<p>留意事項</p> <p>○ 法令等に基づく定期点検等、水素ステーションの運営を停止する可能性があるものについては、点検・補修に必要となる期間も記載すること。</p>
g 整備スケジュール
<p>主な記載事項</p> <p>水素ステーションの施設及び設備に係る設計、工事等、開所までのスケジュール</p>
<p>留意事項</p> <p>○ 予定している整備完了時期、開所時期を明確に記載すること。</p>

(イ) 会社概要等

a 会社概要など応募者の経歴等

主な記載事項

設立年月日、資本金、組織図、役員名簿、事業内容、決算概要（直近3箇年）、主要取引先、水素ステーションに係る事業その他これに類する事業の実績がある場合にあっては、当該実績が分かる資料等

留意事項

- 応募者がグループ又は合同会社である場合は、構成企業（合同会社の場合は各社員）についても資料を提出すること。

b 会社法（平成17年法律第86号）に定める計算書類一式

主な記載事項

損益計算書、貸借対照表、営業報告書その他これらの附属明細書等

留意事項

- 応募者がグループ又は合同会社である場合は、構成企業（合同会社の場合は各社員）についても資料を提出すること。

c 応募者の組織における内部統制・コンプライアンス体制

主な記載事項

応募者の組織における行動規範、コンプライアンスに取り組んでいくための体制等

(ウ) 水素ステーション運営計画

水素ステーションの運営、水素価格、整備・運営上の事故を防止し、安全を確保するための対策等に係る計画

主な記載事項

年間運営日数、運営時間、人員体制、水素ステーション開所時の水素価格、事業運営期間中の水素価格の設定に係る考え方、整備・運営上の事故防止・安全確保対策、有明営業所との連携体制等

留意事項

- 運営日数について、法令等に定められた点検に係る休止予定日数を記載すること。
- 有明営業所の業務運営に支障を来さないための対策について、公募要項に示す対応のほか、具体的な対策がある場合は提案すること。
- 水素価格に関する計画について、公募要項8（13）を必ず確認すること。
- 水素ステーション開所時の水素価格の提案に当たっては、算定根拠も併せて提案すること。
- 事業運営期間中の水素価格の設定に係る考え方における価格改定事由の提案に当たっては、増額・減額にかかわらず想定し得る改定事由を提案すること。特に、増額改定を行う想定がある場合は、価格改定の条件及びその理由を詳細に示すこと。

(エ) 周辺環境への配慮等

周辺環境への配慮及び交通の安全を適切に確保するための対策に係る計画

主な記載事項

- (整備) 工事期間における騒音、振動、ほこり等の影響排除に対する具体的対策、
工事搬入車両の入出庫や有明営業所のバス車両動線に係る安全確保策等
(運営) 車両出入り時の誘導の実施、誘導灯、ミラーの設置等

留意事項

- 有明営業所内での運営となるため、営業所との連絡・調整も含めた計画とすること。

(オ) 環境対策

脱炭素化等の環境負荷の低減に向けた対策に係る計画

主な記載事項

- 【記載例】施設・設備に係る省エネルギー性や環境への影響に配慮した取組、水素の製造・
運搬時の対策、運営期間中において将来的に実施を想定している対策等

東京都交通局有明自動車営業所における水素供給設備整備・運営事業者選定基準

審査項目	配点
水素供給能力が高く、燃料電池バスを円滑に受け入れられる設備であること。	20点
故障防止及び早期復旧に向けた対策が図られていること。	15点
他の水素ステーションが稼働停止した場合等、他のバス事業者の燃料電池バスの受入れが可能であって、受入時に交通局の利用に支障を来さない対策が図られていること。	5点
早期開所に向けた整備スケジュールであること。	5点
事業を着実に遂行するために必要な体制となっていること。	5点
事業実施期間において、着実に遂行するために必要な経営基盤や実績等を有していること。	10点
交通局へ販売する水素価格について、合理的かつ経済的な価格を予定していること。	15点
水素ステーションの整備・運営上の事故を防止し、安全を確保できる対策が図られていること。	10点
水素ステーションの整備・運営において、周辺環境への配慮及び交通の安全を適切に確保するための対策が図られていること。	5点
脱炭素化等の環境負荷の低減に向けた配慮がなされていること。	10点
合計点	100点

※次の（１）から（３）までのいずれかに該当する事業者は失格とし、選定しない。

- （１） 事業内容等評価点が60点未満の場合
- （２） 審査内容の項目において0点（提案なし・不適合）の項目がある場合
- （３） 公募要項に規定する要件を満たさない場合